

水道局配水管工事における実績申告型一般競争入札の導入

平成 30 年 3 月
水 道 局

水道局では、昨年 4 月に配水管工事の不適正施工に関する外部通報を受けて、その原因究明に向けて調査分析を実施してきたところです。その結果、十分な施工能力・施工管理能力を有していない一部の受注者（元請負業者）が下請負業者を適切に管理できていないという課題が浮かび上がりました。

今回導入を予定している新たな入札方式は、こうした能力を有する受注者を確保するためのものであり、「実績申告書」に基づき、水道特有の配管技能や良好な施工実績など、入札参加者の技術力を評価することによって、受注者の技術力の向上と配水管工事の工事品質を確保することを目的とするものです。

1 実績申告型落札方式の導入効果

- ① 工事目的物の性能、品質の確保、向上
- ② 施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減
- ③ 安全対策の充実
- ④ 技術的能力評価による受注者（元請負業者）におけるモチベーションの向上
- ⑤ 技術と経営に優れた健全な受注者（元請負業者）の育成
- ⑥ 価格以外の多様な要素が考慮された競争入札が行われることによる談合等の不正防止

2 実績申告型落札方式の概要

入札参加者が作成する「実績申告書」により申告する評価点（申告点）の合計が、一定の技術力等を有する基準として定める「評価基準点」以上となる入札参加者から、価格競争で落札候補者を決定する方式である。

落札候補者に対して基準達成の適否を審査し、入札参加資格を有しないことが明らかとなった場合、その入札は無効とする。

○評価基準項目（予定）

- ・企業の技術力（施工実績、直営技術力）
- ・配置予定技術者の技術力（施工経験、施工管理能力）
- ・企業の信頼性・社会性（災害時の即応性）

3 スケジュール（予定）

○平成 30 年 3 月 事業者への周知

○平成 30 年 4 月 入札参加資格の追加と「実績申告書」の提出

- ① 入札参加資格の追加
（建設業許可「管工事業」、配置予定技術者の資格要件の設定 *経過措置あり）
- ② 入札書提出時に「実績申告書」の提出
⇒評価基準点設定にあたってのデータ収集及び低評価者への指導と助言

○平成 30 年 8 月頃 評価基準点の設定（各種規程等整備）

○平成 30 年 11 月 「実績申告書」に基づく無効要件の発効（評価基準点未達対象）

○平成 31 年 4 月 評価基準点等の見直し（引上げ）
・独自の資格認定制度の導入など